

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 基本給（第11条—第17条）
- 第3章 手当
 - 第1節 扶養手当（第18条—第23条）
 - 第2節 住居手当（第24条—第30条）
 - 第3節 通勤手当（第31条—第38条）
 - 第4節 役職手当（第39条）
 - 第5節 特殊勤務手当（第40条—第45条）
 - 第6節 超過勤務手当等（第46条—第48条）
 - 第7節 宿日直等手当（第49条—第52条）
 - 第8節 派遣手当（第53条・第54条）
 - 第9節 業績手当（第55条—第60条）
 - 第10節 医師手当（第61条—第65条）
 - 第11節 医務手当（第66条）
 - 第12節 専門看護手当（第67条）
 - 第13節 年末年始手当（第68条）
- 第4章 給与の特例等（第69条—第75条）
- 第5章 雑則（第76条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員就業規程（平成21年10月 1 日制定。以下「就業規程」という。）第61条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人桑名市総合医療センター（以下「法人」という。）に勤務する正規の職員（就業規程第21条の規定に基づき再雇用される職員を含む。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給及び手当とする。

2 基本給は、就業規程第37条、第38条及び第39条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

3 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、役職手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、派遣手当、業績手当、医師手当及び専門看護手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給の支給）

第4条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、昇給、降給等により基本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで基本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により基本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その期間の現日数から就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日（当該休日が就業規程第44条に規定する祝日及び第45条第1項に規定する代休日と重なった場合には、就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（給与期間）

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給及び支払い）

第6条 基本給の支給定日は、毎月21日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日を支給定日とする。

2 扶養手当、住居手当、通勤手当、役職手当及び専門看護手当は、基本給の支給方法に準じて支給する。ただし、基本給の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、派遣手当及び医師手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給の支給定日に支給する。

4 業績手当（年度末賞与を除く。）は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。

6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づくものを給与から控除することができる。

7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、職員の申出により、その者が希望する金融機関等の本人名義の口座に振り込む方法により支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、当該請求のあつた日から起算して7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 退職し、又は解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を維持していた者のうち、次の順位による者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫及び祖父母

(5) その他これらに準ずる物

（非常時払）

第8条 理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。

(4) その他理事長が特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額）

第9条 第70条、第72条第4項及び第73条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 第46条から第48条までに規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額、役職手当、医師手当、医務手当及び専門看護手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数の取扱い）

第10条 第4条第4項に規定する日割り計算その他の計算により、給与の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第44条から第46条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- 3 一の給与期間の第44条から第46条までに規定する超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数（第44条に規定する超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）のそれぞれの合計に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児休業の時間数及び介護休業の時間数の合計に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

（基本給表）

第11条 基本給表の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医療職基本給表（別表第1）

ア 医療職基本給表（1）

イ 医療職基本給表（2）

ウ 医療職基本給表（3）

- (2) 事務職基本給表（別表第2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）の適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基 本 給 表		適 用 範 囲
医療職基本給表	医療職基本給表（1）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。
	医療職基本給表（2）	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及び理事長の定める者に適用する。
	医療職基本給表（3）	保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3のとおりとする。
- 4 職員の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別表第3に定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第12条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別表第3に定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

- 2 新たに職員となった者の号俸は、前項の規定により決定された職務の級の号俸が別表第4に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。
- 3 別表第4は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄（学歴免許等の資格については、別表第5に定めるところによる。）の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

第13条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、別表第6に掲げる昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）

に対応する昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 前項の昇格の時期は、4月1日とする。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が別表第6の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合には、昇格する級の最低の号俸とする。

(降格)

第14条 職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

(1) 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき。 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸

(2) 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき。 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸

(3) 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超えるとき。 降格した級の最高の号俸

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員にあっては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、10月1日から9月30日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の人事評価に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数		
		管理職層	一般職層	臨床研修層
勤務成績が極めて良好	A A	8号俸以上		
勤務成績が特に良好	A	6号俸		
勤務成績が良好	B	3号俸	4号俸	3号俸
勤務成績がやや良好でない	C	2号俸		
勤務成績が良好でない	D	昇給しない		

(2) 55歳（医療職基本給表（1）の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数		
		管理職層・一般職層・臨床研修層		
勤務成績が極めて良好	A A	4号俸以上		
勤務成績が特に良好	A	3号俸		
勤務成績が良好	B	2号俸		
勤務成績がやや良好でない	C	1号俸		
勤務成績が良好でない	D	昇給しない		

2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。

3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、一般職及び臨床研修層に該当する職員の区分は、別表第7に定めるとおりとする。

4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前各項に規定する昇給は、法人の業績が悪化した場合には、理事長の定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第16条 勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合は、この限りでない。

(1) 業務上の災害により死亡した場合

(2) 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は退職の日とする。

(再雇用職員の基本給月額)

第17条 再雇用職員(就業規程第21条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第19条 扶養手当の月額は、前条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

第20条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長等に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第18条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合

を除く。)

- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。)

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第21条 理事長等は、前条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長等は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第22条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第20条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第20条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第20条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(事後の確認)

第23条 理事長等は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第18条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第21条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

(住居手当)

第24条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員であって、職員本人が主たる生計者である者に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で世帯主であるもの（理事長の定める職員を除く。)

- (2) 当該職員の所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他理事長の定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

(支給額)

第25条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）に11,000円を加算した額

- (2) 前条第2号に掲げる職員 2,500円
(届出)

第26条 新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第27条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第24条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長等は、前項の規定により住居手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第28条 第26条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- (1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第29条 住居手当の支給は、職員が新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第26条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第30条 理事長等は、現に住居手当の支給を受けている職員が第24条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具及び自転車（法人の所有に

属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(4) 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。

(支給額)

第32条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 11,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 13,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 16,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 18,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の利用距離等の事情を勘案して理事長の定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

(届出)

第33条 職員は、新たに第31条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長等に届け出なければならない。同条の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があ

った場合

(確認及び決定)

第34条 理事長等は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第31条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第35条 通勤手当の支給は、職員に新たに第31条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第33条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第31条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第32条の規定による支給額の改定を行うものとする。

4 通勤手当は、支給単位期間（理事長の定める通勤手当にあっては、理事長の定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

5 第31条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

(返納)

第36条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長の定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長の定める額を返納させるものとする。

(事後確認)

第37条 理事長等は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第31条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを、当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(支給単位期間)

第38条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1月）をいう。

第4節 役職手当

(役職手当)

第39条 役職手当は、管理又は監督その他の地位にある別表第8の職名欄に掲げる職にある者に対し、同表に定めるところにより支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。

2 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

3 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。

- 4 前項までに規定する役職手当は、法人の業績が悪化した場合には、理事長の定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第5節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第40条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 夜間就労手当
- (2) 遅出手当
- (3) 解剖手当
- (4) 周産期手当
- (5) 管理職員特別勤務手当
- (6) 手術室等勤務手当
- (7) 危険業務手当

(夜間就労手当)

第41条 夜間就労手当は、医療職基本給表(2)、医療職基本給表(3)及び事務職基本給表の適用を受ける職員が、正規の勤務時間に深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の一部又は全部を含む勤務に従事した場合に支給する。

2 夜間就労手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分に応じ、同表に定める額とする。

勤務時間の区分		手当の額			
適用基本給表		医療職基本給表(2)	医療職基本給表(3)		事務職基本給表
その勤務時間に深夜の全部を含む場合		12,000円	1回の勤務時間が16時間 14,000円	1回の勤務時間が12時間 12,000円	10,000円
その勤務時間に深夜の一部を含む場合	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	5,800円	6,800円		4,800円
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	5,100円	6,000円		4,200円
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	3,500円	4,100円		2,900円

第42条 削除
(遅出手当)

第43条 遅出手当は、医療職基本給表(3)の適用を受ける職員が、就業規程別表第1に規定する日勤時間を基準として、始業及び終業時間を2時間を超えて繰り下げる勤務に従事した場合に支給する。

2 遅出手当の額は、1回につき1,000円とする。

(解剖手当)

第44条 解剖手当は、医療職基本給表（１）の適用を受ける職員又は医療職基本給表（２）の適用を受ける職員のうち臨床検査技師である者が、死体解剖に従事した場合に支給する。

2 解剖手当の額は、１件につき3,000円とする。

(周産期手当)

第45条 周産期手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 分娩手当

(2) 新生児蘇生手当

(3) NICU手当

2 医療職基本給表（１）の適用を受ける職員に支給する分娩手当の額は、胎児１人につき20,000円とする。

3 医療職基本給表（３）の適用を受ける職員に支給する分娩手当、新生児蘇生手当及びNICU手当の金額等は以下の通りとする。

手当の種類	支給金額	加算額
分娩手当	5,000円／分娩（帝王切開を含む）	急速遂娩（緊急帝王切開を含む） 2,000円 難産での助産補助 2,000円 母体搬送入院（担当者１名） 2,000円
新生児蘇生手当 （分娩外回り含む）	3,000円／児	重症新生児蘇生 2,000円
NICU手当	基本手当：2,000円／勤務 NICU入院児2人以上（スタッフ1人あたり） GCU入院児4人以上（スタッフ1人あたり） NICU+GCU入院児3人以上（スタッフ1人あたり） 新生児搬送、新生児緊急入院：2,000円／件	重症児管理 2,000円

※支給金額については、新人と教育係が共同して行った場合はそれぞれ2分の1ずつの支給とする。

4 周産期手当の金額、内容等については2年ごとに評価し見直すこととする。

(管理職員特別勤務手当)

第45条の2 別表第8の職名欄に掲げる職にある職員（以下「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の業務の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には管理職特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午後5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、別に理事長が定める額とする。

(手術室等勤務手当)

第45条の3 手術室等勤務手当は、医療職基本給表（２）の適用を受ける職員のうち臨床工学技士である者及び医療職基本給表（３）の適用を受ける職員が、手術室等に配属され、手術室等の業務に従事した場合に支給する。

2 手術室等勤務手当の月額は、10,000円とする。ただし、業務に従事した日数が当該月の平日の日数の3分の2に満たない場合は、業務に従事した日1日につき500円とする。

(危険業務手当)

第45条の4 危険業務手当は、職員が、新型コロナウイルス感染症の患者（疑いのある者を含む。）に行う診療、看護又は検査の業務に従事した場合に支給する。

2 危険業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の入院患者に行う業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

第6節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第46条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員（医療職基本給表の適用を受ける職員が宿日直勤務の際に患者対応した場合を除く。）には、適用しない。

2 超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が深夜である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日における勤務のうち次項に定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 前項に定める就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日における勤務から除かれる勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を就業規程第37条の規定の適用を受ける職員として勤務した者 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における休日の振替（就業規程第39条に規定する休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により休日（就業規程第37条第2項に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を就業規程第38条の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における休日（同条の規定により休日とされた日）に限る。以下「原休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原休日から、当該原休日から数えて4番目の原休日までの間の原休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原休日から、当該原休日から数えて5番目の原休日までの間の原休日

イ 当該月における休日の振替（就業規程第39条に規定する休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原休日から、当該原休日から数えて4番目の原休日までの間の原休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原休日から、当該原休日から数えて5番目の原休日までの間の原休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との均衡を考慮して理事長が定める日（休日給）

第47条 就業規程第44条に規定する祝日（就業規程第45条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第48条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項に規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第7節 宿日直等手当

第49条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 宿日直手当
- (2) 救急呼出待機手当
- (3) 緊急呼出手当

(宿日直手当)

第50条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間以下の場合には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員の宿日直勤務 30,000円(ただし、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を受けている医師にあっては、20,000円)
- (2) 医療職基本給表(2)の適用を受ける職員の宿日直勤務 8,000円
- (3) 医療職基本給表(3)の適用を受ける職員の宿日直勤務 8,000円

2 前項の宿日直勤務は、第43条から第45条までに規定する勤務には含まれないものとする。

(救急呼出待機手当)

第51条 救急呼出に備えて待機を行った職員には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間(救急呼出により勤務した時間を含む。)が5時間未満の場合には、当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員が病院内において行う待機 30,000円
- (2) 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員が病院外において行う待機 3,000円
- (3) 医療職基本給(2)又は医療職基本給表(3)の適用を受ける職員 次に掲げる待機の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 当該職員が日勤帯、夜勤帯を通して行う待機 3,000円
 - イ 当該職員が日勤帯、あるいは夜勤帯の一方に行う待機 1,500円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間(祝日等を含む。)において、救急医療等の業務(理事長の定めるものに限る。)の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定する予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

(緊急呼出手当)

第52条 業務の都合により、正規の勤務時間以外の時間(祝日等を含む。)において緊急呼出により勤務を命ぜられた医療職基本給表(2)、医療職基本給表(3)又は事務職基本給表の適用を受ける職員には、その緊急呼出1回につき、次の各号に定める額を緊急呼出手当として支給する。

- (1) 勤務を要する日
 - ア 勤務の開始時刻が正規の勤務終了時刻から午後10時に至る間(午後10時を含まない。)及び午前5時から正規勤務開始時刻に至る間(正規の勤務開始時刻を含まない。)の緊急呼出 2,000円
 - イ 勤務の開始時刻が午後10時から午前5時に至る間(午前5時を含まない。)の緊急呼出 3,000円
- (2) 就業規程第37条、第38条及び第39条に規定する休日、並びに就業規程第44条に規定する祝日
 - ア 勤務の開始時刻が午前5時から午後10時に至る間(午後10時を含まない。)の緊急呼出 3,000円
 - イ 勤務の開始時刻が午後10時から午前5時に至る間(午前5時を含まない。)の緊急呼出 4,000円

2 緊急呼出手当の金額、内容等については2年ごとに評価し見直すこととする。

第8節 派遣手当

(派遣手当)

第53条 派遣手当は、職員が、在勤する事業場から、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する病院等に派遣され、診療その他の業務に従事したときに支給する。

- (1) 当該病院等の職員の確保が困難であるなど、職員の派遣が必要であると理事長が認める場合
- (2) 当該病院等の職員の確保又は診療機能の確保を図るために職員を派遣することについて、当該病院等から要請があり、理事長がそれを受諾する場合

(支給額)

第54条 派遣手当の額は、前条に規定する業務に従事した1日につき、前条第1号に掲げる要件に該当する病院等に派遣された場合については20,000円、前条第2号に掲げる要件に該当する病院等に派遣された場合については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該病院等から法人に支払われた報酬（以下「派遣報酬」という。）の額が20,000円未満である場合 当該派遣報酬の額の100分の100に相当する額
- (2) 派遣報酬の額が20,000円以上25,000円未満である場合 20,000円
- (3) 派遣報酬の額が25,000円以上である場合 当該派遣報酬の額の100分の80に相当する額

第9節 業績手当

(業績手当)

第55条 業績手当は、法人及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。

- (1) 基礎的支給部分
- (2) 業績反映部分
- (3) 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第56条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第70条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額）に、6月に支給する基礎的支給部分については前年10月1日から3月31日までの期間、12月に支給する基礎的支給部分については同年4月1日から9月30日までの期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の75」とする。

4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額合計額とする。

5 別表第9に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額に同表に掲げる職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第66条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を

- 除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第58条 理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、法人に対する信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長等は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反するときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長等が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長等は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。
(業績反映部分)

第59条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、6月に支給する業績反映部分については前年10月1日から3月31日までの期間、12月に支給する業績反映部分については同年4月1日から9月30日までの期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。

- 2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額にその者の勤務期間に応じ次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額の範囲内で理事長が前年度の法人の業績に応じて定める総額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70

3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0

- (1) 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額
 - (3) 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
 - (4) 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額
- 3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額とする。
- 4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じて得た額を超えることができない。
- 5 第56条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第59条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第57条中「前条第1項」とあるのは「第59条第1項」と読み替えるものとする。
- （年度末賞与）
- 第60条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく法人の当該年度の医業収支が特に良好な場合において、3月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。
- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が法人の当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第66条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当するもの
 - ア 禁錮以上の刑に処せられたもの
 - イ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ウ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、法人に対する信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める

とき。

第10節 医師手当

(医師手当)

第61条 医療職基本給表(1)の適用を受ける職員に医師手当を支給する。

2 医師手当は、定額部分と加算部分の合計額とする。

(定額部分)

第62条 定額部分は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、それぞれ別表第10に定める額を当該年度の間支給するものとし、免許取得後年度数における役職名は、同表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療職基本給表(1)の適用を受ける職員が病院長の職にあるときの定額部分の月額が360,000円とし、副病院長の職にあるときの定額部分の月額は300,000円とする。

(加算部分)

第63条 加算部分の種類は、次のとおりとする。

(1) 資格等加算部分

(2) 緊急医療加算部分

(資格等加算部分)

第64条 資格等加算部分は、次に掲げる資格等を有する職員に、その資格等が業務に直接役立つと認められる場合に支給する。

(1) 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号。以下「告示」という。)第1条第2号の規定に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの

(2) 臨床研修を受けている医師に対する指導を行う臨床研修指導医

(3) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条に規定する産業医

2 資格等加算部分の月額は、職員の有する前項の資格等の数に5,000円を乗じて得た額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。

(緊急医療加算部分)

第65条 緊急医療加算部分は、医療職基本給表(1)の適用を受ける職員が正規の勤務時間以外の時間に患者を診察し、緊急に必要な医学的処置を講ずるため、当該患者が入院した場合に支給する。

2 緊急医療加算部分の額は、次のとおりとする。

(1) 当該職員が当直医であった場合 1件につき5,000円

(2) 当直医からの依頼を受け、当該職員が自ら所属する診療科に入院の指示を行った場合 1件につき5,000円

第11節 医務手当

(医務手当)

第66条 医務手当は、初期臨床研修医を除く医療職基本給表(1)の適用を受ける職員に対し、診療科毎の収益及び病院への貢献度等を勘案して理事長が定める基準により支給する。

2 医務手当は、一の給与期間の分を当該給与期間における基本給の支給定日に支給する。

第12節 専門看護手当

(専門看護手当)

第67条 専門看護手当は、医療職基本給表(3)の適用を受ける職員が次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

(1) 告示第1条第2号の規定に基づき広告することができる看護師の専門性に関する資格及びこれに準ずると理事長が認めるものを有するとき。

(2) 前号の資格として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められるとき。

2 専門看護手当の月額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円、助産師については5,000円とする。

3 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第13節 年末年始手当

(年末年始手当)

第68条 年末年始手当は年末年始期間(12月29日午前0時から1月3日午後12時までをいう。)に勤務を割り振られた職員に支給する。

2 年末年始手当の額は、次に定めるとおりとする。

区 分	支給金額
日勤・夜勤	1時間あたり250円
日直・宿直	1回あたり4,000円(ただし、宿日直勤務の時間が5時間以下の場合には、100分の50を乗じて得た額とする。)

3 年末年始手当は、年末年始期間の分を合算して2月における給与支給日に支給する。

4 年末年始手当の金額、内容等については2年ごとに評価し見直すこととする。

5 その他年末年始手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第69条 第18条から第30条まで、第53条、第54条及び第61条から第65条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(給与の減額)

第70条 職員が勤務しないときは、就業規程第37条、第38条及び第39条の規定に基づく休日並びに祝日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、いかなる給与も支給しない。ただし、勤務しない期間が1日の所定労働時間未満の場合は、その勤務しない1時間につき、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第71条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法の適用を受けて療養のため業務に服さない期間については、いかなる給与も支給しない。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規程第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中に、三重県市町村職員共済組合による傷病手当金の支給期間又は健康保険法による傷病手当金の支給期間経過後、さらに休職期間が引き続く場合に限り、当該期間が6月に達するまでは、基本給、扶養手当及び住居手当の100分の50を支給する。

3 職員が就業規程第13条第1項に基づく次の事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給、扶養手当、住居手当のそれぞれ次の事由に定める割合を支給する。

(1) 就業規程第13条第1項第3号または第5号の規定に該当して休職にされた場合 100分の70以内

4 就業規程第13条第1項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

5 第2項から第3項までの規定による基本給、扶養手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(育児休業等取得者の給与)

第72条 就業規程第59条の規定により育児休業をしている職員には、その期間中給与を支給しない。

2 第56条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、6月に支給する業績手当については前年10月1日から3月31日までの期間、12月に支給する業績手当については同年4月1日から9月30日までの期間において勤務した期間及びこれに相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。

3 前項のこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 就業規程第59条の規定により育児休業していた期間の2分の1の期間

(2) 就業規程第68条第1項の規定による停職の期間

(3) 就業規程第13条第1項の規定により休職にされていた期間

- 4 職員が就業規程第59条に規定する育児部分休業の承認を受けて育児部分休業をする場合には、その勤務しない1時間につき、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、育児休業及び育児部分休業をする職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(介護休業等取得者の給与)

第73条 職員が就業規程第60条に規定する介護休業及び介護部分休業の承認を受けて介護休業及び介護部分休業をする場合には、その勤務しない1時間につき、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

- 2 承認された介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）の在職期間から除算しない。
- 3 前項に規定するもののほか、介護休業及び介護部分休業をする職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(専従休職者の給与)

第74条 就業規程第13条第1項第6号の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

- 2 前項の期間は、業績手当の在職期間から除算する。

(復職時調整)

第75条 就業規程第13条第1項の規定により休職にされていた職員が復職し、同規程第59条若しくは第60条の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
業務若しくは通勤による傷病に係る休職（休暇）、刑事事件に係る休職（無罪判決を受けた場合に限る。）、調査・研究・指導に係る休職及び業務上の災害若しくは通勤による災害を原因とする行方不明に係る休職の期間	3分の3以下
労働組合の業務への専従に係る休職の期間	3分の2以下
行方不明に係る休職（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）及び非結核性疾患に係る休職（休暇）の期間	3分の1以下
結核性疾患に係る休職（休暇）	2分の1以下
育児休業の期間	100分の100以下
介護休業の期間	2分の1以下

- 2 次の各号のいずれかに該当して休職にされ、又は休業をした職員が復職し、又は復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、理事長等はこれを調整することができる。

- (1) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 育児休業の承認を受けた場合

第5章 雑則

(その他)

第76条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(承継職員に係る基本給の決定)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において、地方独立行政法人桑名市総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例（平成21年桑名市条例第32号）により桑名市職員から引き続き法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）に適用する基本給表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める基本給表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する基本給表
医療職給料表（１）	医療職基本給表（１）
医療職給料表（２）	医療職基本給表（２）
医療職給料表（３）	医療職基本給表（３）
行政職給料表	事務職基本給表

- 3 前項の規定により適用することとなる基本給表の職務の級（以下「新級」という。）は、承継職員が施行日の前日に適用を受けていた給料表の職務の級（以下「旧級」という。）と同じ級又は同じ級に相当する級として理事長が定める級に決定するものとする。
- 4 前項の規定により決定された新級の号俸は、当該職員の桑名市職員としての在職期間等を勘案して理事長が定める号俸に決定するものとし、旧級の号給を受けていた期間は、新級の号俸を受ける期間に通算する。
- 5 この規程の施行前に、桑名市の条例、規則、病院事業管理規程及びその他の規程の規定により承継職員に対しなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなし、その期間は通算する。
- 6 第2項から前項までの規定は、平成21年9月30日をもって桑名市を退職して引き続き法人に採用された者について、同様に取り扱うものとする。

(桑名南医療センターにおける業務に係る経過措置)

- 7 この規程の施行前に、桑名南医療センターにおける業務に係る手当として支給されていたもののうち理事長が認めるものについては、当分の間なお従前の例により支給する。
- (桑名東医療センターにおける経過措置)
- 8 桑名東医療センター職員で、その者の受ける基本給月額及び理事長の認める手当の月額が施行日の前日において支給されていた基本給月額及び理事長の認める手当の月額の合計額に達しないこととなる職員には平成26年3月31日までの期間、その差額を支給する。

(桑名東医療センターにおける業務に係る経過措置)

- 9 この規程の施行前に、桑名東医療センターにおける業務に係る手当として支給されていたもののうち理事長が認めるものについては、当分の間なお従前の例により支給する。
- (桑名東医療センターにおける休職者の給与に係る経過措置)
- 10 この規程の施行前に、桑名東医療センターにおいてなされていた休職者の給与に係る取扱いについて理事長が認めるものについては、当分の間なお従前の例による取扱いとする。

(平成21年12月に支給する業績手当に関する特例措置)

- 11 平成21年12月に支給する業績手当に関する第54条第2項及び第3項並びに第57条第2項の規定の適用については、第54条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の80」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第57条第2項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の92.5」と、同項第3号中「100分の45」とあるのは「100分の50」と、同項第4号中「100分の35」とあるのは「100分の40」とする。
- 12 平成21年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の額は、この規程の規定にかかわらず、この規程の規定により算定される基礎的支給部分の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額）に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該基礎的支給部分は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、理事長が定める職員にあっては理事長が定める日）において職員が受けるべき桑名市職員給与条例（平成16年桑名市条例第46号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、扶養手当、管理

職手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から11月までの月数（同年4月1日から11月30日までの期間において在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された、給与条例に規定する期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（派遣職員の給与の取扱い）

13 桑名市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年桑名市条例第28号）に基づき桑名市から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、桑名市と法人との間の取決めにより、この規程の規定にかかわらず、給与条例に規定する給与に相当する給与の全額を給与条例の規定により支給する。

（この規程の見直し）

14 この規程は、法人の業績に応じ、又は職員間の均衡上必要な措置を講ずるため、原則として施行日から2年を経過するごとに、所要の見直しを行うことができる。

附 則（平成21年11月27日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日制定）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月22日制定）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月9日制定）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程は、平成22年9月1日から適用する。

附 則（平成22年10月1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日制定）

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年8月1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月13日制定）

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日制定）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日制定）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月1日制定）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日制定）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日制定）

この規程は、平成27年12月28日から施行する。

附 則（平成28年4月1日制定）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 4 月11日制定）

この規程は、平成30年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月25日制定）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 10 日制定）

この規程は、令和元年 7 月 10 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 22 日制定）

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 11 日制定）

この規程は公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日制定）

この規程は公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程は、令和 2 年 2 月28日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 10 日制定）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
（手当の内払）
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員給与規程の規定に基づいて支給された危険業務手当は、改正後の規程の規定による危険業務手当の内払とみなす。

別表第1 医療職基本給表（第11条関係）

ア 医療職基本給表（1）

号俸	基本給月額 円
1	405,200
2	409,800
3	414,600
4	419,300
5	423,900
6	428,500
7	433,000
8	437,500
9	442,100
10	446,500
11	450,900
12	455,300
13	459,700
14	464,000
15	468,300
16	472,600
17	476,900
18	481,000
19	485,100
20	489,300
21	493,300
22	497,400
23	501,300
24	505,200
25	509,300
26	512,900
27	516,300
28	519,700
29	523,200
30	526,600
31	530,100
32	533,500
33	537,000
34	540,600
35	544,200
36	547,800
37	551,300
38	554,000
39	556,700
40	559,300
41	562,000
42	564,400
43	566,800
44	569,200
45	571,500
46	573,800
47	576,000
48	578,200
49	580,400
50	582,300
51	584,300
52	586,300

53	588,200
54	590,100
55	591,900
56	593,800
57	595,600
58	597,500
59	599,300
60	601,100
61	602,900
62	604,600
63	606,400
64	608,100
65	609,900
66	611,600
67	613,400
68	615,100
69	616,800
70	618,500
71	620,200
72	621,900
73	623,600
74	624,800
75	626,000
76	627,100
77	628,300
78	629,300
79	630,200
80	631,200
81	632,200
82	633,000
83	633,800
84	634,600
85	635,400
86	636,000
87	636,700
88	637,300
89	638,000
90	638,600
91	639,300
92	640,000
93	640,700
94	641,400
95	642,000
96	642,700
97	643,400
98	644,100
99	644,700
100	645,400
101	646,000
102	646,700
103	647,300
104	648,000

105	648,700
106	649,100
107	649,500
108	650,000
109	650,400
110	650,800
111	651,200
112	651,600
113	652,000
114	652,300
115	652,600
116	652,900
117	653,300
118	653,600
119	653,900
120	654,200
121	654,600
122	654,900
123	655,200
124	655,500
125	655,900
126	656,200
127	656,500
128	656,900
129	657,200
130	657,500
131	657,800
132	658,200
133	658,500

イ 医療職基本給表（２）

職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	140,300	181,400	241,900	280,200	329,200	376,900	442,800
2	141,700	183,000	243,500	282,400	331,400	379,600	445,400
3	143,100	184,500	245,100	284,600	333,600	382,300	448,000
4	144,500	186,100	246,700	286,800	335,800	385,000	450,600
5	145,700	187,700	248,300	289,000	338,000	387,600	453,200
6	147,500	189,300	249,900	291,200	340,200	390,300	455,800
7	149,200	190,900	251,500	293,400	342,400	393,000	458,400
8	150,900	192,600	253,100	295,600	344,600	395,700	461,000
9	152,600	194,300	254,700	297,700	346,600	398,300	463,500
10	154,300	196,000	256,300	299,900	348,800	400,800	466,000
11	156,000	197,600	257,800	302,100	351,000	403,300	468,600
12	157,800	199,200	259,300	304,300	353,200	405,800	471,200
13	159,300	200,800	260,800	306,600	355,200	408,100	473,700
14	161,200	202,400	262,700	308,700	357,300	410,300	475,200
15	163,200	204,000	264,600	310,800	359,400	412,500	476,600
16	165,100	205,700	266,500	312,900	361,500	414,700	478,100
17	167,000	207,400	268,200	315,100	363,500	416,800	479,700
18	169,800	209,100	270,100	317,200	365,600	418,900	481,200
19	172,600	210,600	272,000	319,300	367,700	421,000	482,700
20	175,400	212,200	273,900	321,400	369,800	423,100	484,200
21	178,200	213,800	275,700	323,600	371,700	425,000	485,700
22	179,800	215,400	277,600	325,600	373,800	426,600	487,200
23	181,400	217,000	279,500	327,600	375,900	428,200	488,700
24	183,000	218,600	281,400	329,600	378,000	429,800	490,200
25	184,500	220,200	283,400	331,700	379,900	431,400	491,800
26	186,100	221,800	285,300	333,700	381,800	432,700	493,300
27	187,700	223,400	287,200	335,700	383,700	434,000	494,800
28	189,300	225,100	289,100	337,700	385,600	435,300	496,300
29	190,900	226,800	291,100	339,700	387,400	436,700	497,900
30	192,600	228,600	293,000	341,600	389,200	438,000	499,100
31	194,300	230,400	294,900	343,500	391,000	439,300	500,300
32	196,000	232,100	296,800	345,400	392,800	440,600	501,500
33	197,600	233,900	298,600	347,200	394,400	442,000	502,800
34	199,200	235,500	300,400	349,100	395,700	443,300	503,800
35	200,800	237,100	302,200	351,000	397,000	444,600	504,800
36	202,400	238,700	304,000	352,900	398,300	445,900	505,800
37	204,000	240,300	305,700	354,700	399,400	447,300	506,800
38	205,700	241,900	307,400	356,400	400,600	448,100	
39	207,400	243,500	309,100	358,100	401,800	448,900	
40	209,100	245,100	310,800	359,800	403,000	449,700	
41	210,600	246,700	312,600	361,400	404,100	450,300	
42	212,200	248,300	314,300	362,700	404,900	451,100	
43	213,800	249,800	316,000	364,000	405,700	451,900	
44	215,400	251,300	317,700	365,300	406,500	452,700	
45	217,000	252,800	319,200	366,600	407,100	453,300	
46	218,600	254,500	320,800	367,800	407,800	454,100	
47	220,200	256,200	322,400	369,000	408,500	454,900	
48	221,800	257,900	324,000	370,200	409,200	455,700	
49	223,400	259,600	325,500	371,400	410,000	456,300	
50	225,100	261,400	326,800	372,400	410,700	457,100	
51	226,800	263,200	328,100	373,400	411,400	457,900	
52	228,500	265,000	329,400	374,400	412,100	458,700	
53	230,300	266,600	330,500	375,200	412,800	459,300	
54	231,900	268,400	331,600	376,100	413,500		
55	233,500	270,200	332,700	377,000	414,200		
56	235,100	272,000	333,800	377,900	414,900		

57	236,800	273,700	334,700	378,700	415,500		
58	238,400	275,400	335,700	379,500	416,200		
59	240,000	277,100	336,700	380,300	416,900		
60	241,600	278,800	337,700	381,100	417,600		
61	243,100	280,500	338,500	381,700	418,100		
62	244,600	282,200	339,200	382,400	418,800		
63	246,100	283,900	339,900	383,100	419,500		
64	247,600	285,600	340,600	383,800	420,200		
65	249,000	287,300	341,300	384,400	420,700		
66	249,925	289,000	342,000	385,100			
67	250,850	290,700	342,700	385,800			
68	251,775	292,400	343,400	386,500			
69	252,700	293,900	344,100	387,000			
70	253,350	295,500	344,700	387,600			
71	254,000	297,100	345,300	388,200			
72	254,650	298,700	345,900	388,800			
73	255,300	300,100	346,400	389,500			
74	255,875	301,600	347,000	390,100			
75	256,450	303,100	347,600	390,700			
76	257,025	304,600	348,200	391,300			
77	257,600	306,200	348,700	392,000			
78	258,150	307,600	349,200	392,600			
79	258,700	309,000	349,700	393,200			
80	259,250	310,400	350,200	393,800			
81	259,800	311,700	350,600	394,500			
82	260,300	313,000	351,000	395,100			
83	260,800	314,300	351,400	395,700			
84	261,300	315,600	351,800	396,300			
85	261,800	317,000	352,300	397,000			
86	262,250	317,800	352,700				
87	262,700	318,600	353,100				
88	263,150	319,400	353,500				
89	263,600	320,300	354,000				
90	264,000	321,100	354,400				
91	264,400	321,900	354,800				
92	264,800	322,700	355,200				
93	265,200	323,500	355,700				
94	265,575	324,100	356,100				
95	265,950	324,700	356,500				
96	266,325	325,300	356,900				
97	266,700	326,000	357,400				
98	267,050	326,500	357,800				
99	267,400	327,000	358,200				
100	267,750	327,500	358,600				
101	268,100	328,100	359,100				
102	268,425	328,600	359,500				
103	268,750	329,100	359,900				
104	269,075	329,600	360,300				
105	269,400	330,200	360,800				
106	269,700	330,600					
107	270,000	331,000					
108	270,300	331,400					
109	270,600	331,900					
110	270,850	332,300					
111	271,100	332,700					
112	271,350	333,100					
113	271,600	333,600					
114	271,850	334,000					
115	272,100	334,400					
116	272,350	334,800					

117	272,600	335,000					
118	272,825	335,400					
119	273,050	335,800					
120	273,275	336,200					
121	273,500	336,400					
122	273,700	336,800					
123	273,900	337,200					
124	274,100	337,600					
125	274,300	337,800					
126	274,475	338,200					
127	274,650	338,600					
128	274,825	339,000					
129	275,000	339,200					
130	275,175	339,600					
131	275,350	340,000					
132	275,525	340,400					
133	275,700	340,600					
134	275,850						
135	276,000						
136	276,150						
137	276,300						
138	276,450						
139	276,600						
140	276,750						
141	276,900						
142	277,025						
143	277,150						
144	277,275						
145	277,400						
146	277,525						
147	277,650						
148	277,775						
149	277,900						
150	278,000						
151	278,100						
152	278,200						
153	278,300						
再雇用職員	214,800	247,200	260,800	287,300	329,300	373,100	432,700

ウ 医療職基本給表（3）

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100
2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800
3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500
4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200
5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800
6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300
7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800
8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300
9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700
10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100
11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500
12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900
13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300
14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500
15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700
16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900

17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000
18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200
19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400
20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600
21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600
22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500
23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400
24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300
25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		

77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
78	266,250	299,900	338,800	364,100	394,800		
79	267,000	301,200	340,000	364,900	395,400		
80	267,750	302,500	341,200	365,700	396,000		
81	268,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
82	269,025	304,900	343,400	367,100	397,100		
83	269,550	306,200	344,500	367,700	397,700		
84	270,075	307,500	345,600	368,300	398,300		
85	270,600	308,600	346,700	369,000	398,800		
86	271,050	309,800	347,700	369,600	399,400		
87	271,500	311,000	348,700	370,200	400,000		
88	271,950	312,200	349,700	370,800	400,600		
89	272,400	313,500	350,800	371,300	401,100		
90	272,825	314,700	351,600	371,900	401,700		
91	273,250	315,900	352,400	372,500	402,300		
92	273,675	316,900	353,200	373,100	402,900		
93	274,100	317,500	354,000	373,600	403,400		
94	274,500	318,025	354,700	374,100			
95	274,900	318,550	355,400	374,600			
96	275,300	319,075	356,100	375,100			
97	275,700	319,600	356,600	375,700			
98	276,050	320,075	357,100	376,200			
99	276,400	320,550	357,600	376,700			
100	276,750	321,025	358,100	377,200			
101	277,100	321,500	358,700	377,800			
102	277,425	321,900	359,200	378,300			
103	277,750	322,300	359,700	378,800			
104	278,075	322,700	360,200	379,300			
105	278,400	323,100	360,800	379,900			
106	278,700	323,475	361,300	380,400			
107	279,000	323,850	361,800	380,900			
108	279,300	324,225	362,300	381,400			
109	279,600	324,600	362,800	382,000			
110	279,875	324,900	363,300	382,500			
111	280,150	325,200	363,800	383,000			
112	280,425	325,500	364,300	383,500			
113	280,700	325,800	364,800	384,100			
114	280,950	326,075	365,300				
115	281,200	326,350	365,800				
116	281,450	326,625	366,300				
117	281,700	326,900	366,700				
118	281,950	327,150	367,200				
119	282,200	327,400	367,700				
120	282,450	327,650	368,200				
121	282,700	327,900	368,600				
122	282,900	328,125	369,100				
123	283,100	328,350	369,600				
124	283,300	328,575	370,100				
125	283,500	328,800	370,500				
126	283,700	328,975					
127	283,900	329,150					
128	284,100	329,325					
129	284,300	329,500					
130	284,475	329,675					
131	284,650	329,850					
132	284,825	330,025					
133	285,000	330,200					
134	285,175	330,350					
135	285,350	330,500					
136	285,525	330,650					

137	285,700	330,800					
138	285,850	330,925					
139	286,000	331,050					
140	286,150	331,175					
141	286,300	331,300					
142	286,425	331,400					
143	286,550	331,500					
144	286,675	331,600					
145	286,800	331,700					
146	286,950	331,800					
147	287,100	331,900					
148	287,250	332,000					
149	287,400	332,100					
150	287,500	332,200					
151	287,600	332,300					
152	287,700	332,400					
153	287,800	332,500					
154	287,900						
155	288,000						
156	288,100						
157	288,200						
158	288,300						
159	288,400						
160	288,500						
161	288,600						
162	288,700						
163	288,800						
164	288,900						
165	289,000						
166	289,100						
167	289,200						
168	289,300						
169	289,400						
再雇用職員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

別表第2 事務職基本給表（第11条関係）

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	121,600	135,600	222,900	262,300	321,100	367,200	414,800
2	122,500	136,700	224,800	264,400	323,400	369,800	417,300
3	123,500	137,900	226,700	266,500	325,700	372,400	419,800
4	124,400	139,000	228,500	268,600	328,000	375,000	422,300
5	125,400	140,100	230,200	270,700	330,300	377,600	424,600
6	126,400	141,200	232,100	272,800	332,500	380,200	427,000
7	127,400	142,300	234,000	274,900	334,700	382,800	429,400
8	128,400	143,400	235,800	277,000	336,900	385,400	431,800
9	129,200	144,500	237,700	279,100	339,200	388,000	434,100
10	130,200	145,900	239,600	281,200	341,400	390,700	436,400
11	131,200	147,200	241,500	283,300	343,600	393,400	438,700
12	132,300	148,500	243,400	285,400	345,800	396,100	441,000
13	133,100	149,800	245,300	287,500	347,800	398,700	443,200
14	133,700	151,300	247,200	289,600	349,900	401,100	445,200
15	134,300	152,800	249,000	291,700	352,000	403,500	447,200
16	134,900	154,400	250,800	293,800	354,100	405,900	449,200
17	135,600	155,700	252,600	295,900	356,300	408,200	451,200
18	136,700	157,200	254,600	298,000	358,300	410,300	453,000
19	137,900	158,700	256,600	300,100	360,300	412,400	454,800
20	139,000	160,200	258,600	302,200	362,300	414,500	456,600

21	140, 100	161, 600	260, 500	304, 300	364, 400	416, 600	458, 400
22	141, 200	164, 300	262, 400	306, 400	366, 400	418, 600	459, 900
23	142, 300	166, 900	264, 300	308, 500	368, 400	420, 600	461, 400
24	143, 400	169, 500	266, 200	310, 600	370, 400	422, 600	462, 900
25	144, 500	172, 200	268, 200	312, 600	372, 500	424, 700	464, 400
26	145, 900	173, 900	270, 100	314, 700	374, 500	426, 300	465, 800
27	147, 200	175, 600	272, 000	316, 800	376, 500	427, 900	467, 200
28	148, 500	177, 300	273, 900	318, 900	378, 500	429, 500	468, 600
29	149, 800	178, 800	275, 800	320, 900	380, 500	431, 200	469, 800
30	151, 300	180, 600	277, 700	323, 000	382, 400	432, 500	470, 600
31	152, 800	182, 400	279, 600	325, 100	384, 300	433, 800	471, 400
32	154, 400	184, 200	281, 500	327, 200	386, 200	435, 100	472, 200
33	155, 700	185, 800	283, 200	329, 100	388, 000	436, 400	473, 000
34	157, 200	187, 600	285, 100	331, 200	389, 700	437, 700	473, 800
35	158, 700	189, 400	287, 000	333, 300	391, 400	439, 000	474, 600
36	160, 200	191, 200	288, 900	335, 400	393, 100	440, 300	475, 400
37	161, 600	192, 800	290, 600	337, 300	394, 800	441, 600	476, 200
38	164, 300	194, 600	292, 400	339, 300	396, 000	442, 500	477, 000
39	166, 900	196, 400	294, 200	341, 300	397, 200	443, 400	477, 800
40	169, 500	198, 200	296, 000	343, 300	398, 400	444, 300	478, 600
41	172, 200	200, 000	297, 900	345, 200	399, 600	445, 100	479, 400
42	173, 900	201, 800	299, 600	347, 100	400, 800	445, 900	480, 200
43	175, 600	203, 600	301, 300	349, 000	402, 000	446, 700	481, 000
44	177, 300	205, 400	303, 000	350, 900	403, 200	447, 500	481, 800
45	178, 800	207, 000	304, 700	352, 800	404, 200	448, 300	482, 600
46	180, 600	208, 900	306, 400	354, 400	404, 900	449, 100	
47	182, 400	210, 800	308, 100	356, 000	405, 600	449, 900	
48	184, 200	212, 700	309, 800	357, 600	406, 300	450, 700	
49	185, 800	214, 600	311, 300	359, 300	407, 100	451, 300	
50	187, 300	216, 500	312, 900	360, 500	407, 800	452, 100	
51	188, 800	218, 400	314, 500	361, 700	408, 500	452, 900	
52	190, 300	220, 300	316, 100	362, 900	409, 200	453, 700	
53	191, 600	222, 000	317, 800	363, 900	410, 000	454, 300	
54	192, 900	223, 900	319, 400	365, 000	410, 700	455, 100	
55	194, 200	225, 800	321, 000	366, 100	411, 400	455, 900	
56	195, 500	227, 700	322, 600	367, 200	412, 100	456, 700	
57	196, 900	229, 500	324, 100	368, 100	412, 800	457, 300	
58	198, 200	231, 300	325, 300	368, 800	413, 500	458, 100	
59	199, 500	233, 100	326, 500	369, 500	414, 200	458, 900	
60	200, 800	234, 900	327, 700	370, 200	414, 900	459, 700	
61	202, 000	236, 500	328, 800	370, 800	415, 500	460, 300	
62	203, 300	238, 000	329, 800	371, 500	416, 200		
63	204, 600	239, 500	330, 800	372, 200	416, 900		
64	205, 900	241, 000	331, 800	372, 900	417, 600		
65	207, 100	242, 500	332, 700	373, 400	418, 100		
66	208, 200	244, 000	333, 500	374, 100	418, 800		
67	209, 300	245, 500	334, 300	374, 800	419, 500		
68	210, 400	247, 100	335, 100	375, 500	420, 200		
69	211, 600	248, 400	336, 000	376, 000	420, 700		
70	212, 600	250, 000	336, 700	376, 700	421, 400		
71	213, 600	251, 600	337, 400	377, 400	422, 100		
72	214, 600	253, 200	338, 100	378, 100	422, 800		
73	215, 400	254, 600	338, 600	378, 600	423, 300		
74	216, 400	255, 650	339, 200	379, 300	424, 000		
75	217, 300	256, 700	339, 800	380, 000	424, 700		
76	218, 300	257, 750	340, 400	380, 700	425, 400		
77	219, 200	258, 800	340, 800	381, 200	425, 900		
78	220, 200	259, 575	341, 300	381, 800			
79	221, 200	260, 350	341, 800	382, 400			
80	222, 200	261, 125	342, 300	383, 000			

81	223,000	261,900	342,800	383,700			
82	224,000	262,575	343,300	384,300			
83	225,000	263,250	343,800	384,900			
84	226,100	263,925	344,300	385,500			
85	226,900	264,600	344,800	386,200			
86	227,700	265,225	345,300	386,800			
87	228,500	265,850	345,800	387,400			
88	229,300	266,475	346,300	388,000			
89	230,100	267,100	346,700	388,700			
90	230,800	267,650	347,200	389,300			
91	231,500	268,200	347,700	389,900			
92	232,200	268,750	348,200	390,500			
93	233,000	269,300	348,500	391,200			
94	233,800	269,800	349,000				
95	234,600	270,300	349,500				
96	235,400	270,800	350,000				
97	236,100	271,300	350,300				
98	236,800	271,750	350,800				
99	237,500	272,200	351,300				
100	238,200	272,650	351,800				
101	239,000	273,100	352,100				
102	239,700	273,500	352,500				
103	240,400	273,900	352,900				
104	241,000	274,300	353,300				
105	241,900	274,700	353,800				
106	242,400	275,050	354,200				
107	242,900	275,400	354,600				
108	243,400	275,750	355,000				
109	243,700	276,100	355,500				
110	244,000	276,450	355,900				
111	244,300	276,800	356,300				
112	244,600	277,150	356,700				
113	244,900	277,500	357,200				
114	245,200	277,775					
115	245,500	278,050					
116	245,800	278,325					
117	246,100	278,600					
118	246,400	278,875					
119	246,700	279,150					
120	247,000	279,425					
121	247,300	279,700					
122	247,600	279,925					
123	247,900	280,150					
124	248,200	280,375					
125	248,500	280,600					
126	248,800	280,825					
127	249,100	281,050					
128	249,400	281,275					
129	249,700	281,500					
130	250,000	281,675					
131	250,300	281,850					
132	250,600	282,025					
133	250,900	282,200					
134	251,200	282,375					
135	251,500	282,550					
136	251,800	282,725					
137	252,100	282,900					
138	252,400	283,050					
139	252,700	283,200					
140	253,000	283,350					

141	253, 300	283, 500					
142	253, 600	283, 650					
143	253, 900	283, 800					
144	254, 200	283, 950					
145	254, 500	284, 100					
146	254, 800	284, 225					
147	255, 100	284, 350					
148	255, 400	284, 475					
149	255, 700	284, 600					
150	256, 000	284, 700					
151	256, 300	284, 800					
152	256, 600	284, 900					
153	256, 900	285, 000					
154	257, 200	285, 100					
155	257, 500	285, 200					
156	257, 800	285, 300					
157	258, 100	285, 400					
これより1号棒ずつ上昇	これより300円ずつ上昇						
221	277, 300						
これより1号棒ずつ上昇	これより200円ずつ上昇						
242	281, 500						
これより1号棒ずつ上昇	これより100円ずつ上昇						
281	285, 400						
再雇用職員	142, 800	186, 800	259, 000	279, 400	321, 100	364, 600	399, 000

別表第3（第11条、第12条関係）

ア 医療職基本給表（2）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	困難な業務を行う医療技術職員の職務
3 級	主任の職務
4 級	副室長又は総括主任の職務
5 級	室長又は副薬剤部長の職務
6 級	薬剤部長の職務又は薬剤部を除く医療技術職を統括する統括技師長の職務
7 級	医療技術職を統括する統括部長の職務

備考

- この表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。
- 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合には、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。
- 前2項の規定は、以下の級別標準職務表においても適用する。

イ 医療職基本給表（3）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	保健師、助産師、若しくは看護師又は准看護師の職務
2 級	困難な業務を行う保健師、助産師若しくは看護師又は困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	主任の職務
4 級	副看護師長の職務
5 級	看護師長の職務
6 級	副看護部長の職務
7 級	看護部長の職務

ウ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	一般職員又は労務職員の職務
2 級	困難な業務を行う一般職員又は困難な業務を行う労務職員の職務
3 級	主任の職務
4 級	係長又は副室長の職務
5 級	課長又は室長の職務
6 級	副管理部長の職務
7 級	管理部長の職務

別表第 4（第12条関係）

ア 医療職基本給表（1）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師及び歯科医師	大学 6 卒	1 号俸

イ 医療職基本給表（2）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学 6 卒	1 級37号俸
	大学卒	1 級29号俸
診療放射線技師	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
臨床検査技師	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
管理栄養士	大学卒	1 級29号俸
臨床工学技士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
理学療法士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
作業療法士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
視能訓練士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
言語聴覚士	大学卒	1 級29号俸
	短大 3 卒	1 級25号俸
歯科衛生士	短大卒	1 級21号俸

	高校専攻科卒	1 級17号俸
歯科技工士	短大卒	1 級21号俸
	高校卒	1 級13号俸

ウ 医療職基本給表（3）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師及び助産師	大学卒	1 級38号俸
	短大 3 卒	1 級32号俸
看護師	大学卒	1 級36号俸
	短大 3 卒	1 級32号俸
	短大 2 卒	1 級32号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1 級 1 号俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に 3 年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第 3 号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては 1 級40号俸、「短大 2 卒」にあつては 1 級36号俸とする。

エ 事務職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
事務職員	大学卒	1 級41号俸
	短大卒	1 級31号俸
	高校卒	1 級21号俸

別表第 5（第12条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
大学卒	博士課程修了	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	修士課程修了	1 学校教育法による大学院修士課程の修了 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	大学 6 卒	1 学校教育法による大学の医学又は歯学に関する学科（同法第 85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）の卒業後の臨床研修の修了 2 学校教育法による大学の薬学に関する学科の卒業 3 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	大学専攻科卒	1 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	大学 4 卒	1 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 2 国立看護大学校の卒業 3 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助

		産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 4 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
短大卒	短大３卒	1 学校教育法による３年制の短期大学の卒業 2 学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 3 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 4 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 5 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業
		6 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 7 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 8 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は「短大２卒」を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）の卒業 9 言語聴覚士法（平成９年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のもの又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第３号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における１年（高等専門学校にあつては、４年）以上の修業を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 10 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所（いずれも「高校３卒」を入学資格とする修業年限３年以上のものに限る。）の卒業 11 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	短大 2 卒	1 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 2 学校教育法による高等専門学校卒業 3 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 4 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 5 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 6 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第 21 条第 3 号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 7 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）による介護福祉士学校又は介護福祉士養成施設（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 8 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
高校卒	高校専攻科卒	1 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	高校 3 卒	1 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	高校 2 卒	1 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 2 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第 6（第 13 条関係）

ア 医療職基本給表（2）昇格対応号俸表

昇格前 の号俸	昇格後の号俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1	1
18	1	1	2	2	2	1
19	1	1	3	3	3	1
20	1	1	4	4	4	1
21	1	1	5	5	5	1
22	1	1	6	6	6	1
23	1	1	7	7	7	1
24	2	1	8	8	8	1
25	3	1	9	9	9	1
26	4	1	10	10	10	2
27	5	1	11	11	11	3
28	6	1	12	12	12	4
29	7	1	13	13	13	5
30	8	1	14	14	14	6
31	9	1	15	15	15	7

イ 医療職基本給表（3）昇格対応号俸表

昇格前 の号俸	昇格後の号俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15

32	10	1	16	16	16	8
33	11	1	17	17	17	9
34	12	2	18	18	18	10
35	13	3	19	19	19	11
36	14	4	20	20	20	12
37	15	5	21	21	21	13
38	16	6	22	22	21	13
39	17	7	23	23	22	13
40	18	8	24	24	22	13
41	19	9	25	25	23	14
42	20	10	26	26	23	14
43	21	11	27	27	24	14
44	22	12	28	28	24	14
45	23	13	29	29	25	15
46	24	14	30	30	25	15
47	25	15	31	31	25	15
48	26	16	32	32	26	15
49	27	17	33	33	26	16
50	28	18	33	33	26	16
51	29	19	34	34	27	16
52	30	20	34	34	27	16
53	31	21	35	35	27	17
54	32	22	35	35	28	
55	33	23	36	36	28	
56	34	24	36	36	28	
57	35	25	37	37	29	
58	36	26	38	37	29	
59	37	27	39	37	30	
60	38	28	40	38	30	
61	39	29	41	38	31	
62	40	30	41	38	31	
63	41	31	41	39	32	
64	42	32	42	39	32	
65	43	33	42	39	33	
66	44	34	42	40		
67	45	35	43	40		
68	46	36	43	40		
69	47	37	43	41		
70	48	38	44	41		
71	49	39	44	42		
72	50	40	44	42		
73	51	41	45	43		
74	52	42	45	43		
75	53	43	45	44		
76	54	44	45	44		
77	55	45	46	45		
78	56	46	46	45		
79	57	47	46	46		
80	58	48	46	46		
81	59	49	47	47		
82	60	50	47	47		
83	61	51	47	48		
84	62	52	47	48		
85	63	53	48	49		
86	64	54	48			
87	65	55	48			
88	66	56	48			
89	67	57	49			
90	67	58	49			

32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	

91	68	59	49
92	68	60	50
93	69	61	50
94	69	61	50
95	70	62	51
96	70	62	51
97	71	63	51
98	71	63	52
99	72	64	52
100	72	64	52
101	73	65	53
102	73	65	53
103	74	66	54
104	74	66	54
105	75	67	55
106	75	67	
107	75	68	
108	75	68	
109	75	69	
110	76	70	
111	76	71	
112	76	72	
113	76	73	
114	76	73	
115	77	74	
116	77	74	
117	77	75	
118	77	75	
119	77	76	
120	78	76	
121	78	77	
122	78	77	
123	78	78	
124	78	78	
125	79	79	
126	79	79	
127	79	80	
128	79	80	
129	79	81	
130	79	81	
131	79	82	
132	79	82	
133	79	83	
134	80		
135	80		
136	80		
137	80		
138	80		
139	80		
140	80		
141	80		
142	80		
143	81		
144	81		
145	81		
146	81		
147	81		
148	81		
149	81		

91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	69	
98	77	74	85	70	
99	78	75	86	71	
100	78	76	86	72	
101	79	77	87	73	
102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		
117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		
120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		
124	86	87	104		
125	87	87	105		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			

150	81
151	81
152	82
153	82

150	94	96
151	94	96
152	94	96
153	95	97
154	95	
155	95	
156	95	
157	96	
158	96	
159	96	
160	96	
161	97	
162	97	
163	97	
164	98	
165	98	
166	98	
167	99	
168	99	
169	99	

ウ 事務職基本給表昇格対応号俸表

昇格前 の号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	3	1	1
12	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	5	1	1
14	1	1	1	6	2	2
15	1	1	1	7	3	3
16	1	1	1	8	4	4
17	1	1	1	9	5	5
18	2	1	2	10	6	6
19	3	1	3	11	7	7
20	4	1	4	12	8	8
21	5	1	5	13	9	9
22	6	1	6	14	10	10
23	7	1	7	15	11	11
24	8	1	8	16	12	12
25	9	1	9	17	13	13
26	10	1	10	18	14	14
27	11	1	11	19	15	15
28	12	1	12	20	16	16
29	13	1	13	21	17	17
30	14	1	14	22	18	18
31	15	1	15	23	19	19
32	16	1	16	24	20	20
33	17	1	17	25	21	21
34	18	1	18	26	21	22
35	19	1	19	27	22	23
36	20	1	20	28	22	24
37	21	1	21	29	23	25
38	22	1	22	30	23	25
39	23	1	23	31	24	26
40	24	1	24	32	24	26
41	25	1	25	33	25	27
42	26	1	26	34	25	27

43	27	1	27	35	26	28
44	28	1	28	36	26	28
45	29	1	29	37	27	29
46	30	1	30	38	27	29
47	31	1	31	39	28	30
48	32	1	32	40	28	30
49	33	1	33	41	29	31
50	34	2	34	41	29	31
51	35	3	35	42	29	32
52	36	4	36	42	30	32
53	37	5	37	43	30	33
54	38	6	38	43	30	33
55	39	7	39	44	31	34
56	39	8	40	44	31	34
57	40	9	41	45	31	35
58	40	10	42	45	32	35
59	41	11	43	46	32	36
60	42	12	44	46	32	36
61	43	13	45	47	33	37
62	43	14	45	47	33	
63	44	15	45	48	34	
64	45	16	46	48	34	
65	46	17	46	49	35	
66	46	18	46	49	35	
67	47	19	47	50	36	
68	47	20	47	50	36	
69	48	21	47	51	37	
70	48	22	48	51	37	
71	49	23	48	52	38	
72	49	24	48	52	38	
73	50	25	49	53	39	
74	50	26	49	54	39	
75	51	27	49	55	40	
76	51	28	50	56	40	
77	52	29	50	57	41	
78	52	30	50	58		
79	53	31	51	59		
80	54	32	51	60		
81	54	33	51	61		
82	55	34	52	62		
83	55	35	52	63		
84	56	36	52	64		
85	56	37	53	65		
86	56	38	53	66		
87	57	39	53	67		
88	57	40	53	68		
89	58	41	54	69		
90	58	41	54	70		
91	59	42	54	71		
92	59	42	54	72		
93	59	43	55	73		
94	60	43	55			
95	60	44	55			
96	61	44	55			
97	61	45	56			
98	62	45	56			
99	62	46	56			
100	63	46	56			
101	63	47	57			

102	64	47	57
103	64	48	58
104	64	48	58
105	65	49	59
106	65	49	59
107	66	49	60
108	66	49	60
109	66	50	61
110	66	50	61
111	67	50	62
112	67	50	62
113	67	51	63
114	67	51	
115	67	51	
116	68	51	
117	68	52	
118	68	52	
119	68	52	
120	68	52	
121	69	53	
122	69	53	
123	69	53	
124	69	53	
125	70	53	
126	70	54	
127	70	54	
128	70	54	
129	70	54	
130	70	54	
131	71	55	
132	71	55	
133	71	55	
134	71	55	
135	71	55	
136	72	56	
137	72	56	
138	72	56	
139	72	56	
140	72	56	
141	73	57	
142	73	57	
143	73	57	
144	73	57	
145	73	58	
146	74	58	
147	74	58	
148	74	58	
149	75	59	
150	75	59	
151	75	59	
152	75	59	
153	76	60	
154	76	60	
155	76	60	
156	77	60	
157	77	61	
158	77		
159	77		
160	78		

161	78
162	79
163	79
164	79
165	80
166	80
167	80
168	81
169	81
170	82
171	82
172	83
173	83
174	83
175	84
176	84
177	85
178	85
179	86
180	86
181	87
182	87
183	88
184	88
185	89
186	89
187	89
188	90
189	91
190	91
191	92
192	92
193	93
194	93
195	94
196	94
197	95
198	96
199	96
200	97
201	97
202	98
203	99
204	99
205	100
206	101
207	101
208	102
209	103
210	104
211	104
212	105
213	106
214	107
215	108
216	109
217	109
218	110
219	111

220	112
221	113
222	113
223	114
224	115
225	116
226	116
227	117
228	118
229	119
230	119
231	120
232	121
233	121
234	122
235	123
236	124
237	125
238	126
239	127
240	128
241	129
242	129
244	131
245	131
246	132
247	132
248	133
249	133
250	134
251	135
252	135
253	136
254	136
255	137
256	137
257	138
258	139
259	139
260	140
261	141
262	141
263	142
264	143
265	143
266	144
267	145
268	145
269	146
270	147
271	148
272	149
273	149
274	150
275	151
276	152
277	153
278	154
279	155

280	156
281	157

別表第 7（第15条関係）
基本給表別職員層区分表

区分	臨床研修層	一般職層	管理職層
医療職基本給表（1）	臨床研修を受けている職員	臨床研修層又は管理職層に該当する職員以外の職員	病院長、副病院長、部長（理事長が認める者に限る。）
医療職基本給表（2）	—	1 級～ 4 級	5 級（理事長が役職手当支給を認めた室長、副薬剤部長に限る）～ 7 級
医療職基本給表（3）	—	1 級～ 4 級	5 級～ 7 級
事務職基本給表	—	1 級～ 4 級	5 級～ 7 級

別表第 8（第39条関係）
役職手当適用区分表

区分	職名	職務の級	月額
医療職基本給表（1）	病院長	—	102,400円
	副病院長	—	84,800円
	部長（理事長が認める者に限る。）	—	70,400円
医療職基本給表（2）	統括部長	7 級	66,000円
	薬剤部長	6 級	60,800円
	統括技師長	6 級	58,300円
	副薬剤部長	5 級	39,000円
	室長	5 級	39,000円
医療職基本給表（3）	副病院長	7 級	66,000円
	看護部長	7 級	59,000円
	副看護部長	6 級	44,000円
	看護師長	5 級	39,000円
事務職基本給表	管理部長	7 級	83,600円
	副管理部長	6 級	65,900円
	課長又は室長	5 級	58,300円

別表第9（第56条関係）

基礎的支給部分算定基礎額に係る加算割合適用区分表

区分	職員	加算割合
医療職基本給表（１）	免許取得後年度数12の職員	100分の15
	免許取得後年度数7の職員	100分の10
	免許取得後年度数5の職員	100分の5
医療職基本給表（２）	職務の級7級、6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
医療職基本給表（３）	職務の級7級、6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
事務職基本給表	職務の級7級、6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5

別表第10（第62条関係）

医師手当（定額部分）月額表

免許取得 後年度数	役職名	月額
		円
1		0
2		0
3		131,000
4		131,000
5		131,000
6		131,000
7	医長	170,000
8		170,000
9		170,000
10		170,000
11		170,000
12		170,000
13		170,000
14		170,000
15	部長	200,000
16		200,000
17		200,000
18		200,000
19		200,000
20		200,000
21		200,000
22		200,000
23		230,000
24		230,000
25		230,000
26		230,000
27		230,000

28		230,000
29		230,000
30		230,000
31		230,000
32		230,000
33		230,000
34		230,000
35		230,000
36		230,000
37		230,000
38		230,000
39		230,000
40		230,000
41		230,000
42		230,000
43		230,000
44		230,000
45		230,000